

社会福祉法人清育会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清育会の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員会及び評議員会の出席実費弁償費等)

第3条 理事及び監事が役員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬	3,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬	3,000円

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

2 職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、実費弁償費3,000円を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決をしなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。